

足立区サッカー協会 社会人部U30規約

第一章 総則

(設立)

第1条 本部会は1950年4月1日に設立された、足立区サッカー協会の一カテゴリーを成す。

(名称)

第2条 本部会は、足立区サッカー協会社会人部U30 (以下略称U30と呼ぶ) という。

(事務所)

第3条 U30の事務局は、社会人部部長の指定する場所に置く。

第二章 目的及び事業

(目的)

第4条 1) フェアプレイの精神を理解し、健全なる会員の育成を目的とする。

2) U30は、足立区サッカー協会の他のカテゴリーと協調し、サッカー競技の普及及び振興を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 1) U30は、前条の目的を達成する為に、次の事業を行なう。

- 1 各種競技大会の開催
- 2 加盟チームの指導及び育成
- 3 サッカー指導員及び審判員の養成と資質の向上
- 4 代表チームの強化及び育成
- 5 その他、前条の目的を達成する為に必要な事業

2) 前各号の事業を行なうために必要な規定・要項は、別途定める。

第三章 組織

(U30の構成員)

第6条 足立区サッカー協会社会人部U30の加盟要項を満たし、加盟登録した会員により構成される。

1) 加盟要項は次の条件である。

- ・登録選手は15歳以上の男性で構成される。
- ・チーム内の足立区在住・在勤の比率が60%以上であることとする。

第四章 会員

(資格)

第7条 会員の資格は、U30会員名簿に登録され登録カードが発行された時に取得する。

(義務)

第8条 会員は、U30規約及び各競技会要項に従う。

会員は、足立区サッカー協会開催の大会やイベントの運営従事協力をする。

その際、交通費として時間等に応じて1,000円から最大3,000円の運営費を支払う。

(会費)

第9条 会員は、決められた大会費及び加盟費等をU30が決めた期日までに支払う。

1) 選手登録費及びチーム加盟費

- ・選手登録費1名あたり：500円 (2年更新)
- ・年間チーム加盟費：20,000円

2) 大会費

- ・墨東大会予選会兼U30リーグ：1部15,000円 2部12,000円
- ・区民体育大会：5,000円
- ・都民体育大会予選会：5,000円
- ・その他大会を開催する時は事前に加盟チームに大会費を告知をする

第五章 本部組織

(役員)

第9条 足立区サッカー協会社会人部より、指名された部長1名と、部長により指名された副部長数名と事務局員により構成する。

(役員報酬)

第10条 1) U30役員は、運営に携わる活動費として年額12,000円(1ヶ月1,000円)をU30の会計より支給する。

2) U30役員は、2ヶ月に1回開催される会議にて職責を果たした役員に対し、運営費として1ヶ月3,000円を支給する。

3) 部会外の大会従事をした場合、交通費として1回3,000円を支給する。

(任期)

第11条 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(役員会)

第12条 U30役員で役員会を構成し、運営委員会にてU30に関わる全ての決定を行い、必要機関及び会員に通知する。

第六章 会計

(期間)

第12条 会計期間は当年4月より翌年3月とする。

(監査)

第13条 役員会が指名した、監査役により、期間終了2ヶ月以内に監査を行い、関係機関及び会員に公表する。

第七章 付則

(改正)

第14条 本規約の改正は、役員の過半数の賛成をもって行なう。

(施行)

第15条 本規約は平成18年6月1日より、施行する。